

水資源の保全に係る条例を整備・検討する都道府県の状況

区分	制定（一部改正含む。）済					H24年度中の条例制定予定		
	都道府県	条例名等	新設	改正	資料該当ページ	都道府県		
水源地周辺の土地取引に事前届出を義務付ける条例	北海道	北海道水資源の保全に関する条例 (H24.4.1 施行、届出に関する部分は、H24.10.1 施行)	○				山形県、 茨城県、 福井県、 山梨県	
		概要			P 3			
		条例			P 5			
		条例施行規則			P15			
	埼玉県	埼玉県水源地域保全条例 (H24.4.1 施行、届出に関する部分は、H24.10.1 施行)	○					
		概要			P19			
		条例			P21			
		条例施行規則			P25			
	群馬県	群馬県水源地域保全条例 (H24.6.26 施行、届出に関する部分は、H24.10.1 施行)	○					
		概要			P31			
		条例			P33			
		条例施行規則			P39			
地下水の取水を規制する条例	熊本県	熊本県地下水保全条例 (H24.4.1 施行、許可に関する部分は、H24.10.1 施行)		○			山梨県、 鳥取県	
		概要			P45			
		条例			P53			



## 北海道水資源の保全に関する条例の概要

【条例制定の背景】～現行制度では土地所有者の把握や土地取引情報の事前把握が困難

- 本道の貴重な資源である「水資源」に着目し、道独自の条例を検討する。
- 都道府県の権限の範囲を超えるような事項（安全保障上の課題など）については、国に対して必要な法整備を求める

### 【条例の趣旨】

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関し、基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入する。

第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的（道民の健康で文化的な生活の確保に寄与）</li> <li>○基本理念（適切な役割分担による協働等により保全）</li> <li>○道、事業者、土地所有者等、道民の責務等</li> </ul>
第2章 水資源の保全に関する基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林の有する水源涵養機能の維持増進</li> <li>○安全・安心な水資源の確保に向けた取組の推進</li> <li>○道民等の理解の促進</li> <li>○水資源の保全のための適正な土地利用の確保</li> </ul>
第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水資源保全地域に関する基本指針の策定</li> <li>○水資源保全地域の指定（市町村長からの提案を基本）</li> <li>○水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出（土地所有者等（売り主）が、契約の3か月前までに知事に届出）</li> <li>○届出者への助言（適正な土地利用を誘導）</li> <li>○届出義務違反等に係る勧告・公表</li> </ul>
第4章 北海道水資源保全審議会	北海道水資源保全審議会の設置
第5章 雑則	規則への委任
附則 施行期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年4月1日施行</li> <li>（新たな届出制に関する規定は、平成24年10月1日施行）</li> </ul>



## ○北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第9条）

#### 第2章 水資源の保全に関する基本的施策（第10条—第15条）

#### 第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保（第16条—第25条）

#### 第4章 北海道水資源保全審議会（第26条—第32条）

#### 第5章 雑則（第33条）

#### 附則

北海道は、雄大な山々と緑深い森林、大地を潤す河川や湿原、湖沼など豊かな自然環境に恵まれており、四季の変化が明瞭な気候の下で、清らかな水が育まれ、蓄えられている。

水は、全ての生命の源であり、私たちが安全で安心な生活を営む上で、また、農林水産業をはじめとした産業が健全な発展を遂げていく上で大切な資源である。

私たちは今、先人から受け継いだ豊かな水資源の恩恵を受けているが、近年、本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められている。

世界的に水資源の希少性が高まっている中で、道民のかけがえのない財産である豊かで清らかな北海道の水を、持続的に利用できるものとして、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの使命であり、道、市町村、事業者、そして全ての道民が、水資源の保全に関するそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意としてこの条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、水資源の保全に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、

土地所有者等及び道民の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水資源の保全」とは、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源を将来にわたり安全に安心して、かつ、持続的に利用できるように保全することをいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、道内に所在する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(基本理念)

第3条 水資源の保全は、全ての道民が本道の豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 水資源の保全は、道、市町村、事業者、土地所有者等及び道民の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水資源の保全について十分配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(道民の責務)

第7条 道民は、基本理念にのっとり、水資源の保全に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよ

う努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 道は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

(国との連携等)

第9条 道は、国と連携協力して水資源の保全に関する施策の推進を図るとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

## 第2章 水資源の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第10条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 水資源の保全を推進する上で水源の周辺<sup>かん</sup>における森林が重要な役割を果たしていることに鑑み、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図ること。
- (2) 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図ること。
- (3) 道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全に対する理解の促進を図ること。
- (4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図ること。

(森林が有する水源を涵養する機能の維持増進)

第11条 道は、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林制度の活用、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進)

第12条 道は、安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図るため、公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視、これらの水質に対する汚濁の負荷の低減に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

る。

(道民等の理解の促進)

第13条 道は、水資源の保全に対する道民、事業者及び土地所有者等の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水資源の保全のための適正な土地利用の確保)

第14条 道は、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るため、この条例に基づく水資源保全地域に関する措置、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、水資源の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保

(基本指針)

第16条 知事は、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定するものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水資源保全地域に関する基本的事項
- (2) 水資源保全地域の指定に関する事項
- (3) 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

3 知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(水資源保全地域の指定)

第17条 知事は、基本指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、当該



区域が所在する市町村の長の提案に基づき、水資源保全地域として指定することができる。

- 2 知事は、前項に規定する提案に基づく場合のほか、市町村長から他の市町村の区域に係る提案があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、同項の規定に基づき水資源保全地域を指定することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に当たっては、林業その他の地域における産業との調和に配慮するものとする。
- 4 指定は、水資源保全地域ごとに、指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定めてするものとする。
- 5 地域別指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 指定の区域に関する基本的事項
  - (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項
- 6 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域及び地域別指針の案を公衆の縦覧に供しななければならない。
- 8 前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定の区域及び地域別指針の案についての意見書を提出することができる。
- 9 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び地域別指針を告示しななければならない。
- 10 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 11 第6項から前項までの規定は、指定の解除又は指定の区域若しくは地域別指針の変更について準用する。

（基本指針等の周知）

第18条 道は、市町村と連携協力して、水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対して基本指針及び地域別指針（以下「基本指針等」という。）の周知に努めなければならない。

(基本指針等への配慮等)

第19条 水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等は、その土地の利用に当たっては、基本指針等に配慮するものとする。

2 知事は、水資源保全地域において、基本指針等に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるときは、当該水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第20条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下この条において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合（当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下この条において「権利取得者」という。）が未定である場合を含む。）には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
(権利取得者が未定である場合は、その旨)

(2) 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日

(3) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積

(4) 移転又は設定に係る土地に関する権利の種別及び内容

(5) 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定め

る場合には、適用しない。

- 3 第17条第1項の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 4 知事は、第1項の規定による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、基本指針等及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。
- 7 第5項の規定による助言を受けた者は、権利取得者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならない。
- 8 第1項の規定による届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 9 第4項から第7項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。  
（報告又は資料の提出）

第21条 知事は、前条、次条及び第23条の規定の施行に必要な限度において、水資源保全地域内の土地について土地に関する権利を有している者又は有していた者に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第22条 知事は、第20条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第8項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期間を定めて、届出をすべきこと又はその届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告しようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

（公表）

第23条 知事は、正当な理由がなく前条第1項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（水資源保全地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求）

第24条 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対して、水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（市町村の条例との関係）

第25条 市町村が土地に関する権利の移転又は設定に係る届出その他の手続について条例を制定した場合であつて、当該条例の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源の周辺における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果を有するものと知事が認めるときは、当該土地に関する権利の移転又は設定については、第20条から第23条までの規定は、適用しない。

#### 第4章 北海道水資源保全審議会

（設置）

第26条 北海道における水資源の保全を図るため、知事の附属機関として、北海道水資源保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第27条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、水資源の保全に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、水資源の保全に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第28条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第29条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 水資源の保全に関する知見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第5章 雑則

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条から第23条まで及び第25条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道水資源の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第61号

北海道水資源の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水資源保全地域の指定の告示)

第2条 条例第17条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 水資源保全地域の名称
- (2) 水資源保全地域の指定の区域
- (3) 地域別指針の案（指定の解除をしようとする場合を除く。）
- (4) 縦覧場所

(使用及び収益を目的とする権利)

第3条 条例第20条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、土地に関する地上権及び賃借権とする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第4条 条例第20条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の届出書の正本1通及び副本2通を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- (3) 土地の形状を明らかにした図面

(届出書の記載事項)

第5条 条例第20条第1項第6号の規則で定める事項は、土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の地目及び利用の現況とする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合)

第6条 条例第20条第2項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 当事者の一方又は双方が独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人又は土地開発公社である場合
- (2) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）による和解である場合
- (3) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第5章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第6章、保険業法（平成7年法律第105号）第2編第10章第2節、金融機

関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）第2編第9章若しくは第3編第8章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合

- (4) 家事審判法（昭和22年法律第152号）による調停に基づく場合
- (5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2のあつせんに基づく場合又は同法第50条の規定による和解である場合
- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第50条第1項に規定する使用権が設定されている土地について同法第55条第1項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けることを要する場合（同項各号に掲げる場合を含む。）
- (8) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合
- (9) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合（当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る。）

（水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の変更の届出）

第7条 条例第20条第8項の規定による変更の届出は、別記第2号様式の変更届出書の正本1通及び副本2通を提出して行うものとする。

2 前項の変更届出書には、第4条第2項各号に掲げる図書のうち変更した内容に係るものを添付しなければならない。

（届出の経由）

第8条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する届出書（その添付図書を含む。）は、その届出に係る土地の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（当該届出に係る土地が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、そのいずれかの総合振興局又は振興局長の長）を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第8条まで並びに別記第1号様式及び別記第2号様式の規定は、平成24年10月1日から施行する。



別記第1号様式（第4条関係）

水資源保全地域土地売買等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名 印  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 (担当者氏名及び連絡先)

北海道水資源の保全に関する条例第20条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 契約当事者に関する事項

買主等	□ 予定者有り	住 所	
		氏 名	
		電 話	
		業 種	□不動産業 □林業 □その他 ( )
	□未定		
契 約 態 様		(□所有権 □地上権 □賃借権 □その他 ( ))の (□移転 □設定)	
		※所有権以外の権利の場合、その内容	
契約締結予定年月日		□予定有り 年 月 日	
		□未定	

2 土地に関する事項

登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計 筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
現在の土地利用の現況		
権利の移転又は設定後における主な土地利用目的		□現在の土地利用と同じ □現在の土地利用と異なる ( ) □未定

備考

- 1 該当項目(□)にレ点を記入してください。
- 2 「氏名」欄には、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

別記第2号様式（第7条関係）

水資源保全地域土地売買等変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（担当者氏名及び連絡先）

北海道水資源の保全に関する条例第20条第8項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

変更項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> (1) 契約当事者に関する事項		
<input type="checkbox"/> 買主等		
<input type="checkbox"/> 契約態様		
<input type="checkbox"/> 契約締結 年月日		
<input type="checkbox"/> (2) 土地に関する事項		
変更前		
登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計 筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
変更後		
登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計 筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
権利の移転又は設定後における主な土地利用目的	変更前	変更後

備考

- 1 変更項目（）にレ点を記入してください。
- 2 買主等の氏名に変更があった場合は、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 変更年月日

3 変更理由

# 埼玉県水源地域保全条例の概要

## 1 目的

水源地域の保全に関して関係者の責務を明らかにし、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与する。

## 2 定義

**水源地域** : 山間部の地域であって、水源の涵養の機能を有する森林の存するものとして知事が指定する地域  
**土地所有者等** : 水源地域内の土地であって規則で定めるものの所有権その他使用・収益権を有する者

## 3 関係者の責務

**県** : 水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策について助言等を行う。  
**県民** : 水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。  
**土地所有者等** : 水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。

## 4 水源地域の指定

知事は、関係市町村の長からの意見聴取、公告・縦覧の手続き等を経て、告示により水源地域を指定する。

## 5 事前届出制度

- 土地所有者等は、土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、契約締結後の土地の利用目的等を知事に届け出る。
- 知事は、届出内容について当該土地が所在する市町村の長に通知する。

## 6 報告の徴収及び立入調査

知事は、届出をした土地所有者等に対し、報告を求めることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることができる。

## 7 助言

- 知事は、届出をした土地所有者等に対し、土地の利用について必要な助言を行う。
- 届出をした土地所有者等は、新たな土地所有者等に助言の内容を伝達する。

## 8 勧告・公表

知事は、土地所有者等が届出をせず、又は虚偽の届出をしたときなどに、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。(勧告に従わない場合は、その旨公表することができる。)

## 9 市町村の条例等の関係

水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例は適用しない。

## 10 附則 (施行期日)

平成24年4月1日  
 (事前届出制に関する規定は平成24年10月1日)



## 条 例

埼玉県水源地域保全条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十二号

#### 埼玉県水源地域保全条例

##### (目的)

第一条 この条例は、水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において「水源地域」とは、第六条第一項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地であつて規則で定めるものの所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利(第七条及び第十条第二項において「所有権等」という。)を有する者をいう。

##### (県の責務)

第三条 県は、水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に関し、助言その他の支援を行うものとする。

##### (県民の責務)

第四条 県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

##### (土地所有者等の責務)

第五条 土地所有者等は、水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

##### (水源地域の指定)

第六条 知事は、山間部の地域であつて、水源の涵養<sup>かん</sup>の機能を有する森林の存するものを水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

- 3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 8 第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除について準用する。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第七条 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第二項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を契約を締結しようとする日の三十日前までに知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- 三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
- 四 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
  - 一 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。
  - 二 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。

3 第一項の規定は、同項の規定による届出の後同項第四号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。

(市町村長への通知等)

第八条 知事は、前条第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出に係る土地

の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第七条第一項の規定による届出をした土地所有者等（次条において「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第七条第一項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水の供給源としての水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第一項の規定による報告徴収及び第二項の規定による立入調査は、第七条第一項の規定による届出があつた日から起算して三十日以内にならなければならない。

(助言)

第十条 知事は、第七条第一項の規定による届出があつたときは、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言を行うものとする。

2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする。

(勧告)

第十一条 知事は、土地所有者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第十二条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第十三条 市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第七条から第十二条までの規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 第七条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して三十日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。



## 規 則

埼玉県水源地域保全条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十四号

#### 埼玉県水源地域保全条例施行規則

(届出の対象となる水源地域内の土地)

第一条 埼玉県水源地域保全条例(平成二十四年埼玉県条例第二十二号。以下「条例」という。)第二条第二項の規則で定める土地は、木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野又は保安林であるものとする。

(使用及び収益を目的とする権利)

第二条 条例第二条第二項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(水源地域の指定の案の公告)

第三条 条例第六条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、埼玉県報に告示することにより行うものとする。

(公聴会)

第四条 知事は、条例第六条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、その日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を埼玉県報に告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認める者(以下この条において「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による告示は、公聴会の日の三週間前までに行うものとする。

3 公聴会は、知事の指名する職員が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件について異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び前項の規定により発言を許された者は、第一項の案件の範囲を超え

て発言してはならない。

- 8 議長は、公述人及び第六項の規定により発言を許された者が第一項の案件の範囲を超えて発言したときは、その発言を禁止することができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者があるときは、その者に対し、当該行為の中止又は退場を命ずることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(届出を要する土地売買等の契約)

第五条 条例第七条第一項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 贈与契約
- 二 売買契約
- 三 交換契約
- 四 地上権の設定契約
- 五 地役権の設定契約
- 六 使用貸借契約
- 七 賃貸借契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第六条 条例第七条第一項の規定による届出は、様式第一号の土地の所有権等の移転等の届出書によりしなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
  - 二 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し
- 3 条例第七条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 土地売買等の契約の種類
  - 二 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
  - 三 土地売買等の契約の締結予定年月日
- 4 条例第七条第二項第一号の規則で定める法人は、分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第九条第二号の森林整備法人とする。

(身分証明書)

第七条 条例第九条第三項の身分を示す証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条までの規定は、同年十月一日から施行する。

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 住所

氏名

Ⓔ

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり土地の所有権等の移転又は設定をする契約を締結したいので、埼玉県水源地域保全条例第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 契約の当事者

当 事 者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
所有権等の移転 又は設定をしようとする者		
所有権等の移転 又は設定を受けようとする者		

2 契約に係る土地の所在等

所 在	面積（㎡）	契約の種類	所有権等の種別及び内容
土地の利用目的	地 目	現 況	契約の締結予定年月日
			年 月 日

- 注 1 「所在」の欄は、契約に係る土地について市町村名から記載してください。  
なお、全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が数筆にわたり記載しきれない場合は、「外○筆（別紙記載）」として別紙に記載の上、添付してください。
- 2 「契約の種類」の欄は、土地売買等の契約について、贈与契約、売買契約、交換契約、地上権の設定契約、地役権の設定契約、使用貸借契約又は賃貸借契約の中から該当するものを記載してください。
- 3 「所有権等の種別及び内容」の欄は、土地売買等の契約に係る権利について、所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利又は賃借権の中から該当するものを、期限のあるものは終期も併せて記載してください。
- 4 「土地の利用目的」の欄は、所有権等の移転又は設定の後における土地の主な利用目的について、具体的に記載してください。
- 5 「地目」の欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 6 「現況」の欄は、主たる現況を具体的に記載してください。

（表 面）

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 写 真             </div>	所属・職名 氏名 有効期限	第 年 月 日 号 日	5.5 cm
上記の者は、埼玉県水源地域保全条例第9条第2項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。			
埼玉県知事		印	
8.5 cm			

（裏 面）

埼玉県水源地域保全条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査）

第9条（略）

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第7条第1項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水の供給源としての水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第1項の規定による報告徴収及び第2項の規定による立入調査は、第7条第1項の規定による届出があった日から起算して30日以内にならなければならない。

（勧告）

第11条 知事は、土地所有者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)・(2)（略）

(3) 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。







# 群馬県水源地域保全条例

平成24年群馬県条例第64号

群馬県は、利根川の上流に位置し、県土面積の三分の二を森林が占める関東一の森林県である。本県の豊かな森林は、水源の涵養をはじめ、木材の生産、災害の防止などの大切な役割を果たし、首都圏の人々の安全安心で豊かな暮らし、そして、活発な経済活動を支えている。このかけがえのない森林は、私たちの先人が戦後営々と山に木を植え、しっかり手入れをし、大切に守り育ててきたものである。

しかしながら、近年、山村地域では過疎化や高齢化が進行し、管理や維持のできない森林も増加している。首都圏の水源を涵養する本県の森林の荒廃は、水源地域そのものの水源涵養機能の低下を招き、ひいては、流域への水の安定的な供給に大きな影響を及ぼす。

このような状況において、この森林を適正に整備及び保全し、将来にわたって水源涵養機能を維持していくことは、水源地域を擁する「水源県ぐんま」の責務である。

ここに、豊かな水を育む森林を大切に保全することにより、県民をはじめ流域に暮らす全ての人々が森林のもたらす清らかで豊かな水を将来にわたって安心して利用することができるよう、この条例を制定する。

## (目的)

第一条 この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び森林の所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域の指定、森林の所有者等に対する助言等及び森林の土地の所有権移転等の事前届出制度等を設けることにより、水源地域の保全に関する施策の効果的な推進に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において「水源地域」とは、第十一条第一項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「森林の所有者等」とは、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）について所有権又は使用及び収益を目的とする権利で規則で定めるもの（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

## (基本理念)

第三条 水源地域の保全に当たっては、県民をはじめ流域に暮らす全ての人々が水を通して森林の恩恵を享受していることに鑑み、森林の有する水源涵養機能の維持及び増進が図られるようにしなければならない。

2 水源地域の保全に当たっては、森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、社会全体で森林を支えるようにしなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、森林の現状の把握に努めるとともに、森林の有する水源涵養機能の維持及び増進に係る施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村、関係事業者及び森林の所有者等と連携し、並びに県民と協働してこれを行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、水源地域の保全の重要性に関する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林の所有者等の責務)

第六条 森林の所有者等は、水源涵養機能をはじめとする公益的機能を有する森林の所有者又は利用者であることを深く認識し、森林の適正な整備及び保全に努めるとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携等)

第七条 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

(国との連携等)

第八条 県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、国に対して水源地域の保全に関する必要な措置を講ずるよう積極的に求めるものとする。

(啓発活動等)

第九条 県は、水源地域の保全の重要性について県民、森林の所有者等及び流域に暮らす全ての人々の理解を深めるため、市町村、関係団体及び関係都県と連携し、及び協働して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(相談及び助言等)

第十条 知事は、水源地域の保全を図るため、森林の適正な整備及び保全について、森林の所有者等からの相談に応ずるとともに、必要な助言、指導及び情報の提供を行うものとする。

(水源地域の指定)

第十一条 知事は、森林の有する水源涵養機能の維持及び増進に資するため、森林を整備し、及び保全する必要がある地域を水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

3 知事は、水源地域の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、そ

の旨を公告し、当該公告の日から二週間、水源地域の指定の案（以下「指定案」という。）を公衆の縦覧に供さなければならない。

- 4 前項の規定による公告があったときは、水源地域の指定をしようとする区域内の森林の所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
- 5 知事は、指定案に異議がある旨の前項の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする。
- 6 知事は、水源地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 7 第一項の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。
- 8 第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の変更又は解除について準用する。  
(所有権等の移転等の事前届出)

第十二条 水源地域内の森林のうち森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林（森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。）の土地について所有権等を有する者（以下「水源地域内土地所有者等」という。）は、当該民有林の土地の所有権等を移転し、又は設定する契約（規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- 三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
- 四 土地売買等の契約を締結しようとする日
- 五 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が、国、地方公共団体その他規則で定める法人であるときは、適用しない。
- 3 水源地域内土地所有者等は、第一項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(市町村長への通知等)

第十三条 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出があったときは、速やかに、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第一項又は第三項の規定による届出に係る土地の利用に関し、当該市町村の長に意見を求めることができる。

3 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした水源地域内土地所有者等に対して助言等をする場合において、前項の意見が提出されているときは、当該意見を勘案して、これをするものとする。

(報告の徴収及び立入調査等)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、水源地域内の森林の所有者等に対し、必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水源地域内の森林に立ち入り、当該森林を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第十五条 知事は、水源地域内の森林の所有者等が次のいずれかに該当する場合において、水源地域の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 前条第一項の規定による閲覧を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提供若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

二 前条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、水源地域内土地所有者等が第十二条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該水源地域内土地所有者等に対し、必要な報告を求め、又は是正を勧告することができる。

(公表等)

第十六条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者又は報告を求められた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったとき、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村条例との関係)

第十七条 市町村が定める水源地域の保全に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものであると知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に

相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十六条までの規定は、平成二十四年十月一日から施行する。
- 2 第十二条の規定は、平成二十四年十月三十一日以後に土地売買等の契約を締結しようとする水源地域内土地所有者等について適用する。



群馬県水源地域保全条例施行規則

平成24年群馬県規則第33号

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県水源地域保全条例（平成二十四年群馬県条例第六十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(使用及び収益を目的とする権利)

第三条 条例第二条第二項の規則で定める権利は、地上権、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(水源地域の指定の案の公告)

第四条 条例第十一条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、水源地域の指定の案（以下「指定案」という。）を群馬県報に登載することにより行うものとする。

(水源地域の指定に係る意見書の提出)

第五条 条例第十一条第四項の意見書（以下「意見書」という。）の提出は、水源地域の指定案についての意見書（別記様式第一号）により行うものとする。

2 意見書には、利害関係を有する旨を証明する書類を添付しなければならない。

(水源地域の指定に係る意見の聴取)

第六条 知事は、条例第十一条第五項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、当該意見の聴取の日の十日前までに、指定案に異議がある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面で通知するものとする。

2 意見の聴取は、知事が指定する職員が行うものとする。

3 意見の聴取は公開とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事前届出を要する土地売買等の契約)

第七条 条例第十二条第一項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 贈与契約
- 二 売買契約
- 三 交換契約
- 四 地上権を設定し、又は移転する契約
- 五 地役権を設定する契約
- 六 使用貸借による権利を設定し、又は移転する契約
- 七 賃借権を設定し、又は移転する契約

(所有権等の移転等の事前届出)

第八条 条例第十二条第一項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の事前届出書（別記様式第二号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

二 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第十二条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況

二 契約当事者の業種

4 条例第十二条第二項の規則で定める法人は、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第九条第二号の森林整備法人とする。

5 条例第十二条第三項の規定による変更の届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書（別記様式第三号）を提出して行うものとする。

（身分証明書）

第九条 条例第十四条第三項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

（公表の方法）

第十条 条例第十六条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、群馬県報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 勧告の内容又は報告を求めた事項

三 公表の理由

（その他）

第十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十条まで及び別記様式第二号から別記様式第四号までの規定は、平成二十四年十月一日から施行する。





別記様式第2号(規格A4)(第8条関係)

土地の所有権等の移転等の事前届出書

年 月 日

群馬県知事 へ

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

群馬県水源地域保全条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 契約当事者に関する事項

譲渡人等	住所		
	氏名		
	電話		
	業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他( )	
譲受人等	<input type="checkbox"/> 予定者あり	住所	
		氏名	
		電話	
		業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 未定		
契約に係る権利の種別及び内容	( <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権 ( <input type="checkbox"/> 期間 年 月 日まで ) の ( <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 移転 )		
契約締結予定年月日	<input type="checkbox"/> 予定あり 年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定		

2. 土地に関する事項

登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
合計	筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
土地利用の現況			
所有権等の移転又は設定の後に於ける土地の利用目的		<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる( ) <input type="checkbox"/> 未定	

3. 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

- 注
- 1 該当する□にレ点を記入してください。
  - 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
  - 3 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄において選択した権利で期間が設定されているものについては、その期間を記入してください。
  - 4 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入してください。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外○筆(別紙記載)」として記載の上、別紙を添付してください。
  - 5 「土地利用の現況」の欄は、木竹の生育状況など、主たる現況を具体的に記載してください。
  - 6 ( ) 内には、内容を具体的に記載してください。

別記様式第3号（規格A4）（第8条関係）

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話

群馬県水源地域保全条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

契約当事者に関する事項

変更項目		変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 譲受人等	<input type="checkbox"/> 住所		
	<input type="checkbox"/> 氏名		
	<input type="checkbox"/> 業種		
<input type="checkbox"/> 契約に係る権利の種別及び内容			
<input type="checkbox"/> 契約締結予定年月日			

土地に関する事項

変更前	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合計	筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
変更後	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合計	筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
所有権等の移転又は設定の 後における土地の利用目的		変更前	変更後	

2 変更年月日

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

- 注
- 1 該当する□にレ点を記入してください。
  - 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
  - 3 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄において記入した権利で期間が設定又は変更されているものについては、その期間を記入してください。
  - 4 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入してください。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外〇筆（別紙記載）」として記載の上、別紙を添付してください。
  - 5 添付書類については、事前届出書に添付したものは、改めて添付する必要はありません。

別記様式第4号（規格縦5.5センチメートル 横8.5センチメートル）（第9条関係）

（表 面）

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	年 月 日
	氏 名	有 効 期 限
<p>上記の者は、群馬県水源地域保全条例第14条第2項の規定による立入調査等を行う職員であることを証明する。</p>		
群馬県知事		印

（裏 面）

群馬県水源地域保全条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査等）

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、水源地域内の森林の所有者等に対し、必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水源地域内の森林に立ち入り、当該森林を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

# 熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例の概要

平成 24 年 3 月

環境立県推進課・環境保全課

## 1 熊本県地下水保全条例の沿革

### ①昭和 53 年 12 月「熊本県地下水条例」制定

・地下水は「県民の生活に欠くことのできない重要な資源」として、指定地域における一定規模以上の地下水採取の届出制等を規定。

### ②平成 2 年 10 月「熊本県地下水質保全条例」制定

・全国基準の 10 倍厳しい排水基準を規定。

### ③平成 12 年 6 月、2 つの条例を一本化し「熊本県地下水保全条例」制定

・地下水は「地域共有の貴重な資源」として、全県的に大口地下水採取の届出・採取量報告を義務付け。

## 2 条例改正の背景（地下水の現状・課題）

### ①高い地下水依存度

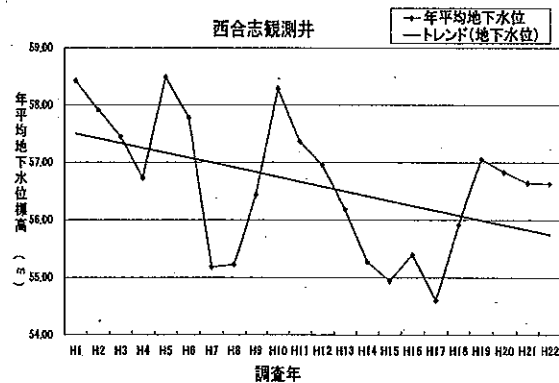
本県は、生活用水の 8 割（全国平均 2 割）、工業用水の 4 割（全国平均 3 割）は地下水を水源としており、特に熊本地域（11 市町村、人口約 100 万人）においては、生活用水のほぼ 100% を地下水に依存し、現状ではこれに代わる水源はない。

### ②地下水の水量の課題

地下水の採取量は全県的に減少傾向にあるが、地下水の水位は、熊本地域で長期的な低下傾向を示している。

市街地の進展や宅地の造成等により、水田、畑地等の「涵養域」が減少し、地下水涵養量が減少しているのがその主な要因と考えられる。涵養量と地下水採取量とのバランスがとれず、地下水収支の赤字状態が続けば、地下水位はさらに下がり続けるものと考えられ、地下水収支の改善が課題となっている。

■熊本地域台地部の地下水位の変化



### ③地下水の水質の課題

全国各地で見られている硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が、県内各地で散見される。県では関係市町村や関係機関と連携して削減対策を講じているが、明らかな改善傾向は見られていない状況。

### ④世界的な水資源確保の重要性の高まり

世界人口の増加（2010 年 69 億人→2025 年予測 80 億人）、新興国の生活の高質化による水需要の拡大とともに、地球温暖化による降水量の年度間変動の拡大といった課題が顕在化する中で、質の良い水資源を求める動きが日本国内でも予想される。

### 3 条例改正の必要性

- ①現行条例では、地下水の採取は届出制であり、実質的に自由に採取できる。  
⇒ 地下水は「公共水」との認識に立って、管理強化策が必要
- ②現行条例では、節水及び水利用の合理化、地下水涵養対策への取組みは努力義務であり、水量保全のための実行を求める具体的な手段が十分ではない。  
⇒ 地下水量の減少を未然に防止する具体策と協働による推進策が必要
- ③現行条例では、事業場からの特定化学物質による汚染について厳しく規制しているが、硝酸性窒素汚染等の対策については規定がない。  
⇒ 地下水質の悪化を未然に防止する具体策と協働による推進策が必要

### 4 条例改正の主な内容

#### 第1章 総則

新設＝条を新たに加えること  
追加＝条文の中に項・号を加えること  
追記＝条文の中に記述を加えること

#### (1) 地下水の「公共水」としての位置づけ等 追記・新設

- ・ 条例の目的に、県民が地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう地下水の保全を図る旨を追記。
- ・ 基本理念の規定を新設し、地下水が水の循環の一部をなし、県民生活及び地域経済の共通の基盤となっていることを踏まえ、地下水は「公共水」とあるとの認識に立ち、事業者、県及び県民が連携・協働して地下水保全に取り組むこととする。

#### (2) 県・市町村・事業者の協働による取組み 新設

- ・ 県は、市町村、事業者等と連携・協働して、地下水の保全対策を推進する必要があると認められる地域の地下水保全対策に総合的に取り組むための計画を策定し、当該計画を効果的に実施するための体制の整備を促進するものとする。

#### 第2章 地下水の水質の保全

#### (1) 対象化学物質の使用の抑制等 新設

- ・ 対象化学物質を業として使用する者は、対象化学物質以外の物質の使用への転換、対象化学物質の使用の抑制に努めるものとする。

#### (2) 対象事業場等の定期点検の実施等 新設

- ・ 対象事業場、貯油施設等の設置者は、対象化学物質の貯蔵施設、貯油施設等の定期的な点検・整備を行うよう努めるものとする。

#### (3) 水質事故の状況の公表 新設

- ・ 知事は、対象化学物質、油等の流出その他の事故が発生し、これらを含む水が地下に浸透し、又は公共用水域に排出されたことにより、健康被害等が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、その事故の状況を公表するものとする。

(4) 硝酸性窒素等汚染対策の推進 **新設**

- ・ 県は、事業者、県民、市町村と連携・協働して、硝酸性窒素等の地下への過剰な浸透の抑制に取り組むものとする。
- ・ 県は、硝酸性窒素等による地下水の汚染が広域的に生じている地域があるときは、事業者等と連携・協働して調査を実施し、硝酸性窒素等の濃度の低減に関する目標及び計画を策定し、その実現を図るものとする。

**第3章 地下水の水量の保全**

(1) 地下水の適正な採取

① 「重点地域」の指定 **新設**

- ・ 知事は、現行条例における指定地域<sup>(注1)</sup>の中で、特に地下水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を「重点地域」<sup>(注2)</sup>として指定する。

(注1) 指定地域として、熊本周辺地域、八代地域、玉名有明地域、天草地域の4地域を指定しています。

(注2) 重点地域としては、熊本地域(熊本市、菊池市(旧泗水町・旧旭志村の範囲)、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)を想定しています。

② 地下水採取の許可制の導入 **新設**

- ・ 「重点地域」において、揚水機の吐出口の断面積が $19\text{ cm}^2$ (直径約5cm)を超える揚水設備により地下水を採取する者は、知事の許可を受けなければならないこととする。
- ・ 重点地域以外の地域において、揚水機の吐出口の断面積が $125\text{ cm}^2$ (直径約12.8cm)を超える揚水設備により地下水を採取する者は、知事の許可を受けなければならないこととする。  
(ただし、上記のいずれの場合でも、地下水を田畑等のかんがいの用に供するために採取する場合を除く。)

**● 条例改正による地下水採取の規制**

**【全県域】**

**<重点地域> 吐出口の断面積**

6  $\text{cm}^2$  超～19  $\text{cm}^2$  以下 : 届出

《新》 19  $\text{cm}^2$  超(大規模採取) : 許可

《新》 19  $\text{cm}^2$  超の自噴井戸 : 届出

**<指定地域> 6  $\text{cm}^2$  超～125  $\text{cm}^2$  以下 : 届出**

《新》 125  $\text{cm}^2$  超(特大規模採取) : 許可

**<その他地域> 50  $\text{cm}^2$  超～125  $\text{cm}^2$  以下 : 届出**

《新》 125  $\text{cm}^2$  超(特大規模採取) : 許可

- ・ 許可の基準として、次のいずれかに該当する場合を除き許可しなければならないこととする。

- 1) 申請に係る地下水の採取が周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤沈下等の影響を与えるおそれがあると認めるとき
- 2) 地下水の流出防止策が講じられていないと認めるとき
- 3) 申請者が本条例の水量保全に関する規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき
- 4) 申請者が地下水採取の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。
- 5) 申請者が法人である場合において、その役員が3)、4)のいずれかに該当する者であるとき

③ 地下水採取の届出制の見直し **追記**

- ・ 揚水機の吐出口の断面積が $50\text{ cm}^2$ （直径約8cm）（重点地域・指定地域は $6\text{ cm}^2$ （直径約2.8cm））を超える揚水設備により地下水を採取しようとする者については、採取予定日の30日前（現行条例は7日前）までに知事に届け出なければならないこととする。
- ・ 重点地域においては吐出口の断面積が $19\text{ cm}^2$ を超える「自噴井戸」により地下水を採取しようとする者も知事に届け出なければならないこととする。

④ 経過措置 **追加・新設**

- ・ 重点地域の指定の際、当該地域内において揚水機の吐出口の断面積が $19\text{ cm}^2$ を超える揚水設備により地下水を採取している者は、重点地域指定の日から起算して3年間は、許可を受けずに引き続き地下水を採取することができることとする。
- ・ 重点地域の指定の際、当該地域内において吐出口の断面積が $19\text{ cm}^2$ を超える自噴井戸により地下水を採取している者は、重点地域指定の日から起算して60日以内に届出を行わなければならないこととする。

⑤ 水量測定器の設置等 **追記**

- ・ 現行条例では、揚水機の吐出口の断面積が $50\text{ cm}^2$ を超える揚水設備による地下水採取者に水量測定器の設置を義務付けている。これに加えて、重点地域においては $19\text{ cm}^2$ を超える揚水設備による地下水採取者に設置を義務付ける。
- ・ 知事は、正当な理由なく水量測定器を設置しない者に対し、水量測定器を設置するよう勧告、命令ができることとする。

⑥ 地下水に代わる水源の確保の要請 **新設**

- ・ 知事は、地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、地下水を採取する者又は採取しようとする者に対し、地下水に代えて他の水源を確



保するよう要請することができることとする。

⑦ 許可の取消等 **新設**

- ・ 知事は、次に掲げる場合には、許可を取り消すことができることとする。
  - 1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
  - 2) 許可の基準に適合しなくなったとき。
  - 3) 本条例の水量保全に関する規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。
  - 4) 許可の条件に違反したとき。
- ・ 知事は、許可の基準に適合しなくなったとき又は許可の条件に違反したときは、許可を受けた者に対して、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

⑧ 緊急時の措置 **新設**

- ・ 知事は、地下水の採取に伴う障害の発生により地下水の水量の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域における採取者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

(2) 地下水の合理的な使用

① 地下水使用合理化指針 **新設**

- ・ 知事は、地下水の合理的な使用の促進に関する指針（地下水使用合理化指針）を策定することとする。

② 地下水使用合理化計画等 **新設・追加**

- ・ 許可対象者に地下水の合理的な使用に関する計画（地下水使用合理化計画）の作成、知事への提出及び実施状況の報告を義務付ける。
- ・ 知事は、地下水の合理的な使用の促進のために必要があると認めるときは、地下水使用合理化計画について必要な助言及び指導を行うことができることとする。

③ 地下水の合理的な使用に関する勧告等 **新設**

- ・ 知事は、許可対象者が講じる地下水の合理的な使用に関する措置が地下水使用合理化指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、地下水の合理的な使用に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができることとする。
- ・ 知事は、正当な理由がなく勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができることとする。

④ 地下水の合理的な使用に関する啓発等 **新設**

- ・ 県は、市町村と連携して、地下水の合理的な使用に係る啓発、地下水の合理的な使用に配慮した給水機器等の普及に努める。
- ・ 事業者及び県民は、建築物の建築時に、地下水の合理的な使用に配慮した給水機器等の設置に努める。

(3) 地下水の涵養

① 地下水涵養指針 **追加**

- ・ 知事は、地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）を策定することとする。

② 地下水涵養計画等 **新設**

- ・ 許可対象者に、地下水の涵養に関する計画（地下水涵養計画）の作成、知事への提出及び実施状況の報告を義務付ける。
- ・ 知事は、地下水の涵養の促進のために必要があると認めるときは、地下水涵養計画について必要な助言及び指導を行うことができる。

③ 地下水涵養に関する勧告等 **新設**

- ・ 知事は、許可対象者が講じる地下水の涵養に関する措置が地下水涵養指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、地下水の涵養に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができることとする。
- ・ 知事は、正当な理由がなく勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができることとする。
- ・ 知事は、公表をされた後、なお、正当な理由がなく勧告に従わない者に、期限を定めて勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができることとする。

④ 開発行為に伴う地下水涵養への配慮 **新設**

- ・ 重点地域において5ヘクタール以上の大規模開発行為を行う者は、水利用に関する計画、地下水涵養に関する計画を知事に提出しなければならないこととする。
- ・ 知事は、開発行為者に対し、水利用に関する計画等について地下水保全の観点から意見を述べるることができることとする。

⑤ 市町村等との協働による調査研究等 **新設**

- ・ 県は、重点地域において、市町村等と連携・協働して、地下水涵養に係る調査研究の推進、涵養域の保全、涵養量の確保に努めるものとする。

## 第4章 雑 則

### 市町村条例との関係等 新設

- ・ 県内市町村の条例の規定により、本条例の目的の全部又は一部を達成できる場合、当該市町村について本条例の全部又は一部の規定を適用除外できることとする。
- ・ 知事は、地下水の保全上必要があると認めるときは、市町村に対し、調査、情報の提供その他の協力を求めることができることとする。

## 第5章 罰 則

### 措置命令や許可制の導入等に伴う罰則の追加 新設・追加

- ①無許可での地下水採取、水量保全に関する措置命令違反  
⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ②地下水涵養の実施に係る措置命令違反、水量測定器未設置に係る措置命令違反  
⇒50万円以下の罰金
- ③対象化学物質を使用する事業場における井戸水等の自主検査の未記録・虚偽記録・記録未保存  
⇒20万円以下の罰金
- ④地下水使用合理化計画・地下水涵養計画の未提出・虚偽記載、実施状況の未報告・虚偽報告  
⇒3万円以下の罰金 等

## 附 則

- ① 施行期日
  - ・ 平成24年4月1日から施行。ただし、地下水採取の許可制度等に関する規定は平成24年10月1日から施行。
- ② 準備行為
  - ・ 重点地域の指定手続き等を条例施行前に行うことができることとする。
- ③ 地下水採取の届出に係る経過措置
  - ・ この条例の施行の際現に改正前の熊本県地下水保全条例の規定により知事に届出をしている者は、改正後の同条例の規定により知事に届出をしたものとみなす。
- ④ 特に大規模な地下水採取に係る経過措置
  - ・ 重点地域以外の地域において揚水機の吐出口の断面積が125cm<sup>2</sup>を超える揚水設備により地下水を採取している者は、この条例の施行の日から起算して3年間は、許可を受けずに引き続き地下水を採取することができることとする。
- ⑤ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正
  - ・ 許可申請の受付等に関する事務を指定地域内の市町村に移譲



○熊本県地下水保全条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条の2)
- 第2章 地下水の水質の保全(第6条—第21条の5)
- 第3章 地下水の水量の保全
  - 第1節 総則(第22条・第23条)
  - 第2節 地下水の適正な採取 (第24条—第32条)
  - 第3節 地下水の合理的な使用 (第32条の2—第32条の6)
  - 第4節 地下水の涵養 (第33条—第35条の4)
- 第4章 雑則(第36条—第44条)
- 第5章 罰則(第45条—第50条)
- 附則
  - 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地下水が県民の生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な資源であることに鑑み、地下水の汚染の防止、地下水の適正な採取、地下水の合理的な使用及び地下水の涵養<sup>かんよう</sup>に関し必要な措置を講ずることにより、県民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう地下水の保全を図り、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(基本理念)

第1条の2 地下水の保全は、地下水の流動が蒸発、降水、地下への浸透並びに河川及び海への流出を繰り返すという水の循環の一部をなすものであり、かつ、地下水が県民生活及び地域経済の共通の基盤となっていることを踏まえ、地下水は公共水（公共性のある水であることをいう。）であるとの認識に立ち、事業者、県及び県民が地下水の保全に係るそれぞれの責務を果たすとともに、連携し、及び協働して地下水の保全に取り組むことにより推進されなければならない。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水の採取に伴う障害 地下水の採取による地下水の水位の異常な低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等をいう。
- (2) 地下水の保全 地下水の水質の保全及び地下水の水量の保全（地下水の採取に伴う障害を防止することを含む。）をいう。

- (3) 地下水の合理的な使用 節水（水の使用方法の工夫により水の使用を抑制することをいう。）、雨水の使用、水の循環使用（一度使用した水を再び同じ用途に使用することをいう。）、再生水（ろ過、化学処理等を行うことにより再利用できるようにした水をいう。）の使用等により地下水の使用量を抑制することをいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、第1条の2に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、基本理念にのっとり、地下水の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
- 3 県は、地下水の保全に係る広報活動の実施等事業者及び県民の意識の高揚に努めるものとする。
- 4 県は、その事務及び事業に関し、率先して地下水の保全を図るために必要な措置を講じなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県民は、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

（地下水保全のための協働の取組）

第5条の2 県は、地下水の保全に関する対策を推進する必要があると認められる地域があるときは、当該地域の市町村、事業者等と連携し、及び協働して、当該地域の地下水の保全に関する対策に総合的に取り組むための計画を定めるとともに、その計画を効果的に実施するための体制の整備を促進するものとする。

## 第2章 地下水の水質の保全

（地下水質保全目標）

第6条 知事は、地下水の水質の保全に関する対策の推進に当たり、地下水の水質の保全を図るうえで維持することが望ましい基準として、地下水の水質の保全に関する目標（以下この条において「地下水質保全目標」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、地下水質保全目標を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、熊本県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、地下水質保全目標を定め、又はこれを改定したときは、速やかにその内容を告示しなければならない。

（用語）

第7条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象化学物質 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質をいう。
- (2) 対象事業場 対象化学物質を業として使用し、物の製造(対象化学物質の製造を含む。以下同じ。)、加工、洗浄、検査その他これに類する行為を行う工場又は事業場で、規則で定める業種に属するものをいう。
- (3) 地下浸透水 対象事業場から地下に浸透する水をいう。
- (4) 排出水 対象事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に排出される水をいう。

（使用管理計画の届出）

第8条 対象化学物質を業として使用しようとする者は、対象事業場ごとに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業場の名称及び所在地
- (3) 対象化学物質の種類
- (4) 対象化学物質の使用の方法
- (5) 対象施設(対象化学物質を使用する機械、器具及び設備をいう。以下同じ。)の種類及び構造並びに使用の方法
- (6) 対象施設から排出される対象化学物質を含む汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法
- (7) 地下浸透水の浸透の方法
- (8) 排出水の汚染状態及び量並びにその他規則で定める事項

（経過措置）

第9条 一の物質が対象化学物質となった際現にその物質を業として使用している者(その物質を業として使用する目的をもって現に対象施設又は汚水等の処理若しくは地下浸透水の浸透に要する施設若しくは設備を設置する工事(以下「対象施設等工事」という。)をしている者を含む。第17条第2項において同じ。)は、対象事業場ごとに、規則で定めるところにより、当該物質が対象化学物質となった日から30日以内に、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 2 一の工場又は事業場が対象事業場となった際現にその工場又は事業場において対象化学物質を業として使用している者(対象化学物質を業として使用する目的をもって現に対象施設等工事をしている者を含む。第17条第3項において同じ。)は、対象事業場ごとに、規則で定めるところにより、当該工場又は事業場が対象事業場となった日から30日以内に、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(使用管理の変更の届出)

- 第10条 第8条又は前条の規定による届出をした者(以下「届出使用者」という。)は、その届出に係る第8条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

- 第11条 知事は、第8条又は前条の規定による届出があった場合において、地下浸透水が対象化学物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるとき、又は当該対象事業場の排水口(排水水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排水水が規則で定める特別排水基準(以下「特別排水基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る対象化学物質の使用の方法若しくは対象施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第8条の規定による届出に係る対象化学物質の使用に関する計画の廃止を命ずることができる。

- 2 知事は、前項に規定する規則で定める要件又は特別排水基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(実施の制限)

- 第12条 第8条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る対象化学物質を使用し、又はその届出に係る対象施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

- 2 知事は、第8条又は第10条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

- 第13条 届出使用者は、その届出に係る第8条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(使用廃止の届出)



第14条 届出使用者は、その届出に係る対象化学物質を使用しなくなったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第15条 届出使用者からその届出に係る対象事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出使用者の地位を承継する。

- 2 届出使用者について相続、合併又は分割(その届出に係る対象事業場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該対象事業場を承継した法人は、当該届出使用者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により届出使用者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(地下浸透水の浸透の制限)

第16条 対象事業場から水を排出する者(地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第11条第1項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。

(排出水の排出の制限)

第17条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該対象事業場の排水口において特別排出基準に適合しない排出水を排出してはならない。

- 2 一の物質が対象化学物質となった際現にその物質を業として使用している者の当該物質を使用している対象事業場以外の工場又は事業場から排出される水に係る特別排水基準及び一の物質が対象化学物質となった際現にその物質を使用している対象事業場からの排出水に係る特別排水基準(当該物質に係る特別排水基準に限る。)については、当該物質が対象化学物質となった日から6月間は、適用しない。
- 3 一の工場又は事業場が対象事業場となった際現にその工場又は事業場において対象化学物質を業として使用している者の対象化学物質を使用している当該工場又は事業場からの排出水に係る特別排水基準については、当該工場又は事業場が対象事業場となった日から6月間は、適用しない。

(改善命令等)

第18条 知事は、第16条に規定する者が、第11条第1項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、対象化学物質の使用の方法若しくは対象施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は対象施設の使用若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命じることができる。

- 2 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該事業場の排水口において特別排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期

限を定めて、対象化学物質の使用の方法若しくは対象施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は対象施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定による命令をする場合について準用する。

(自主検査の実施等)

第19条 対象事業場の設置者は、規則で定めるところにより、当該事業場内の井戸水及び地下浸透水並びに排出水の水質検査を定期的実施し、その結果を記録保存しておかなければならない。

2 対象事業場の設置者は、対象化学物質の使用等について規則で定める事項を記録保存しておかなければならない。

(対象化学物質の使用の抑制等)

第19条の2 対象化学物質を業として使用する者は、対象化学物質以外の物質の使用への転換又は対象化学物質の使用の抑制に努めるものとする。

(事故時の措置)

第20条 対象事業場の設置者は、当該対象事業場において、対象化学物質又は油(水質汚濁防止法第2条第4項に規定する油をいう。以下同じ。)の流出その他の事故が発生し、対象化学物質又は油を含む水が地下に浸透し、又は当該事業場から公共用水域に排出されたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き対象化学物質又は油を含む水の浸透又は排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、対象事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第21条 知事は、対象事業場又は貯油施設等(油を貯蔵する貯油施設又は油を含む水を処理する油水分離施設をいう。以下同じ。)を設置する工場若しくは事業場(以下「貯油事業場等」という。)において対象化学物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に被害を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるとき、又は油を含む水の地下への浸透があったことにより、現に生活環境に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該対象事業場又は貯油事業場等の設置者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとることを勧告することができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該対象事業場又は貯油事業場等の設置者であった者と異なる場合は、この限りで

ない。

- 2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該対象事業場又は貯油事業場等の設置者であつた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同項の措置をとることを勧告することができる。
- 3 知事は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、これらの勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 対象事業場又は貯油事業場等の設置者(対象事業場若しくは貯油事業場等又はこれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。)は、当該対象事業場又は貯油事業場等について前3項の規定による勧告又は命令があつたときは、当該勧告又は命令に係る措置に協力しなければならない。

#### (定期点検の実施等)

第21条の2 対象事業場又は貯油施設等の設置者は、対象化学物質の貯蔵施設又は貯油施設等の定期的な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

#### (事故の状況の公表)

第21条の3 知事は、対象化学物質、油等の流出その他の事故が発生した場合において、対象化学物質、油等を含む水が地下に浸透し、又は公共用水域に排出されたことにより、健康被害又は生活環境に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、直ちに、その事故の状況を公表するものとする。

#### (開発行為に伴う有害物質の地下浸透の禁止)

第21条の4 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。第32条の6第2項並びに第35条の3第1項及び第2項において同じ。)の建築又は特定工作物(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する特定工作物をいう。第35条の3第1項及び第2項において同じ。)の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更その他規則で定める開発行為を行う事業者(設置の工事をしている者を含むものとし、第16条に規定する者を除く。以下この条及び第38条において「開発事業者」という。)は、規則で定める要件に該当する水を地下に浸透させてはならない。

- 2 知事は、開発事業者が、前項の規則で定める要件に該当する水を地下に浸透させるおそれがあると認めるときは、当該開発事業者に対し、期限を定めて、施設の構造又は汚水等の処理の方法の改善を命ずることができる。

#### (硝酸性窒素等汚染対策の推進)

第21条の5 県は、地下水中における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(以下この条において「硝酸性窒素等」という。)の濃度の低減を図るため、事業者、県民及び市町村(以下この条において「事業者等」という。)と連携し、及び協働して、事業者が排出する

水の適正な処理、肥料の適正な使用、家畜排せつ物の適正な管理、生活排水対策（水質汚濁防止法第14条の5第1項に規定する生活排水対策をいう。）の推進等を図り、硝酸性窒素等の地下への過剰な浸透の抑制に取り組むものとする。

- 2 県は、硝酸性窒素等による地下水の汚染が広域的に生じている地域があるときは、事業者等と連携し、及び協働して、当該地域の調査を実施し、硝酸性窒素等の濃度の低減に関する目標及び計画を定め、その実現を図るものとする。

### 第3章 地下水の水量の保全

#### 第1節 総則

##### （地下水の範囲）

第22条 この章にいう地下水には、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉、鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水並びに河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の河川区域内の地下水は、含まないものとする。

##### （用語）

第23条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備をいう。
- (2) 自噴井戸 動力を用いずに地下水を採取することができる井戸をいう。

#### 第2節 地下水の適正な採取

#### 第24条 削除

##### （指定地域）

第25条 知事は、地下水の採取に伴う障害が生じ、及び生ずるおそれのある地域並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を指定地域として指定する。

- 2 知事は、前項の規定により指定地域を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び指定地域となる地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により指定地域を指定したときは、速やかにその旨及びその区域を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、指定地域の変更又は廃止について準用する。

(重点地域)

第25条の2 知事は、前条第1項の指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、重点地域の指定、変更又は廃止について準用する。

(地下水採取の許可)

第25条の3 次に掲げる行為をしようとする者は、揚水設備ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、地下水を田畑等のかんがいの用に供するために採取する場合であって規則で定めるときは、この限りでない。

(1) 重点地域において揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計をいう。以下同じ。）が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること。

(2) 重点地域以外の地域において揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 揚水設備の設置の場所

(3) 揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

(4) 揚水機の原動機の出力量

(5) 採取する地下水の用途

(6) 地下水の採取量

(7) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規則で定める揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書

(2) 水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類

(3) 揚水設備の設置の場所を示す図面

(4) 地下水の利用に関する計画書

(5) その他規則で定める書類

4 第1項の許可を受けようとする者で揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとするものは、規則で定めるところにより、地下水の採取による地下水の水質及び水量への影響に関する調査（次項及び第26条の2第2項において「影響調査」という。）を行わなければならない。

5 前項の規定により影響調査を実施した者は、第2項の申請書に、当該調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第25条の4 知事は、前条第1項の許可の申請があったときは、その申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

(1) 当該申請に係る地下水の採取が周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えるおそれがあると認めるとき。

(2) 当該申請に係る採取において地下水の流出防止策が講じられていないと認めるとき。

(3) 申請者が第3章の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が第31条の2第1項(第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により前条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。

2. 知事は、前条第1項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

3. 前条第1項の許可には、地下水の水量の保全上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

4. 知事は、前条第1項の許可をしようとする場合において、揚水設備の設置の場所、地下水の採取量、地下水の水位の状況等から必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

(地下水採取の届出)

第26条 次に掲げる行為をしようとする者は、揚水設備又は自噴井戸ごとに、当該行為をしようとする日の30日前までに、知事に届け出なければならない。

(1) 重点地域において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備又は吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸により地下水を採取すること(第25条の3第1項第1号に掲げる行為を除く。)

(2) 重点地域以外の指定地域において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること(第25条の3第1項第2号に掲げる行為を除く。)

(3) 指定地域を除く地域において揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること(第25条の3第1項第2号に掲げる行為を除く。)

2. 前項の規定により届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項(自噴井戸に係る届出にあっては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載した届出

書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 揚水設備又は自噴井戸の設置の場所
- (3) 揚水設備又は自噴井戸のストレーナーの位置及び揚水機又は自噴井戸の吐出口の断面積
- (4) 揚水機の原動機の出力量
- (5) 採取する地下水の用途
- (6) 地下水の採取量
- (7) その他規則で定める事項

3 前項の届出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 揚水設備又は自噴井戸の設置の場所を示す図面
- (2) その他規則で定める書類

(経過措置)

第26条の2 重点地域の指定の際現に前条第1項第2号又は第3号の規定により知事に届け出て当該地域内において揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取している者は、当該地域が重点地域として指定された日から起算して3年間は、第25条の3第1項の許可を受けないで、引き続き当該揚水設備により地下水を採取することができる。

2 前項に規定する者が前項に規定する期間内に第25条の3第1項の許可の申請をするときは、申請書に同条第3項第1号に掲げる書類を添付すること及び影響調査を行うことを要しない。

第27条 重点地域の指定の際現に当該地域内において吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸により地下水を採取している者は、当該地域が重点地域として指定された日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、第26条第2項各号に掲げる事項（同項第4号に掲げる事項を除く。）を知事に届け出なければならない。

2 指定地域の指定の際現に当該地域内において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取している者は、当該地域が指定地域として指定された日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、第26条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、既に同条第1項の規定による届出をしている者は、この限りでない。

3 第26条第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

(氏名の変更等の手続)

第27条の2 第25条の3第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 第25条の4の規定は、前項の許可について準用する。

3 第25条の3第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は当該許可に係る揚水設備により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定による許可の申請又は前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

第28条 第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定により届出を行った者は、その届出に係る第26条第2項第1号及び第3号から第7号（自噴井戸にあっては第4号を除く。）までに掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該届出に係る揚水設備若しくは自噴井戸により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出のうち、第26条第2項第3号及び第7号に掲げる事項の変更に係る届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(承継)

第28条の2 第25条の3第1項の許可を受けた者又は第26条第1項若しくは第27条第1項若しくは第2項の規定により届出を行った者（以下「特定採取者」という。）について相続、合併又は分割（許可若しくは届出に係る揚水設備又は届出に係る自噴井戸を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該揚水設備若しくは自噴井戸を承継した法人は、特定採取者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(地下水の採取量の報告)

第29条 特定採取者は、規則で定めるところにより、揚水設備又は自噴井戸ごとに当該揚水設備又は自噴井戸により採取した地下水の採取量を測定し、毎年1回その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、前項の報告の概要を公表するものとする。

(水量測定器の設置等)

第30条 揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備（第25条の3第1項第1号の規定により知事の許可を要する場合にあっては、揚水機の吐出口



の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備)により地下水を採取する者は、地下水の採取量を正確に把握するため、水量測定器を設置しなければならない。

- 2 特定採取者(前項に規定する者を除く。)は、地下水の採取量を正確に把握するため、水量測定器の設置に努めるものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する者が、正当な理由なく水量測定器を設置しないときは、その者に対し、期限を定めて、水量測定器を設置するよう勧告することができる。
- 4 知事は、前項の勧告に従わない者があるときは、その者に対し、水量測定器の設置を命ずることができる。

(地下水に代わる水源の確保)

- 第30条の2 知事は、地下水の水量の保全を図るため、地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、地下水を採取する者又は採取しようとする者に対し、地下水に代えて他の水源を確保するよう要請することができる。
- 2 前項の規定による知事の要請を受けた者は、地下水に代えて他の水源を確保するよう努めるものとする。

(勧告等)

- 第31条 知事は、地下水の水量の保全のため特に必要があると認めるときは、特定採取者に対し、その判断の根拠を示して、期限を定めて、地下水の採取及びその使用に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。
  - 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者にあらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(許可の取消し等)

- 第31条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けたとき。
  - (2) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可に係る採取が第25条の4第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (3) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けた者が、第25条の4第1項第3号又は第5号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (4) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けた者が、第25条の4第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

- 2 知事は、前項第2号又は第4号に該当するときは、当該許可を受けた者に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による許可の取消し又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(緊急時の措置)

第31条の3 知事は、地下水の採取に伴う障害の発生により地下水の水量の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域において地下水を採取する者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第32条 この節の規定は、工業用水法（昭和31年法律第146号）又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）の規定の適用がある場合の地下水の採取については、適用しない。

第3節 地下水の合理的な使用

(地下水使用合理化指針)

第32条の2 知事は、地下水の合理的な使用の促進に関する指針（以下「地下水使用合理化指針」という。）を定めるものとする。

- 2 地下水使用合理化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地下水の合理的な使用の促進の基本的方向
- (2) 地下水の合理的な使用の促進のための措置に関する事項
- (3) その他地下水の合理的な使用の促進に関する重要事項

- 3 知事は、地下水使用合理化指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、地下水使用合理化指針を定め、又はこれを改定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(地下水採取者が講ずべき地下水の合理的な使用の措置等)

第32条の3 地下水を採取する者は、地下水使用合理化指針を踏まえ、地下水の合理的な使用に努めるものとする。

- 2 知事は、地下水の合理的な使用を促進するために必要があると認めるときは、地下水を採取する者に対し、地下水使用合理化指針を勘案して、地下水の合理的な使用について必要な助言及び指導を行うことができる。

(地下水使用合理化計画等)

第32条の4 第25条の3第1項の許可を受けようとする者は、地下水使用合理化指針を踏まえ、規則で定めるところにより、地下水の合理的な使用に関する計画（以下この条及び次条において「地下水使用合理化計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。地下水使用合理化計画を提出した者がこれを変更したきも同様とする。

- 2 知事は、地下水の合理的な使用の促進のために必要があると認めるときは、前項の規定により提出された地下水使用合理化計画について必要な助言及び指導を行うことができる。
- 3 第1項の規定により地下水使用合理化計画を提出した者は、当該計画を実施するとともに、毎年度、規則で定めるところにより、地下水使用合理化計画の実施状況を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、規則で定めるところにより、前項の規定による報告の概要を公表するものとする。

(勧告等)

第32条の5 知事は、前条第1項の規定により地下水使用合理化計画を提出した者の地下水の合理的な使用に関する措置が地下水使用合理化指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、その者に対し、その判断の根拠を示して、地下水の合理的な使用に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(地下水の合理的な使用に関する啓発等)

第32条の6 県は、市町村と連携して、地下水の合理的な使用に係る啓発及び地下水の合理的な使用に配慮した給水機器、給水設備等（次項において「給水機器等」という。）の普及に努めるものとする。

- 2 事業者及び県民は、建築物を建築（給水機器等の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）しようとするときは、地下水使用合理化指針を踏まえ、当該建築物において、地下水の合理的な使用に配慮した給水機器等の設置に努めるものとする。

#### 第4節 地下水の涵養

##### (地下水涵養指針)

第33条 知事は、地下水の涵養の促進に関する指針（以下「地下水涵養指針」という。）を定めるものとする。

2 地下水涵養指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地下水の涵養の促進の基本的方向
- (2) 地下水の涵養を実施すべき量に関する目標
- (3) その他地下水の涵養の促進に関する重要事項

3 知事は、地下水涵養指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、地下水涵養指針を定め、又はこれを改定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

##### (地下水採取者等が講ずべき地下水涵養の措置等)

第34条 地下水を採取する者は、地下水涵養指針を踏まえ、地下水の涵養に努めるものとする。

2 事業者は、地下水涵養指針を踏まえ、事業地における雨水の地下への浸透に努めるものとする。

3 地下水を採取する者及び事業者は、地下水の涵養に当たっては、地下水が汚染されることがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 知事は、地下水の涵養を促進するために必要があると認めるときは、地下水を採取する者及び事業者に対し、地下水涵養指針を勘案して、地下水の涵養について必要な助言及び指導を行うことができる。

##### (地下水涵養計画等)

第35条 第25条の3第1項の許可を受けようとする者は、地下水涵養指針を踏まえ、規則で定めるところにより、地下水の涵養に関する計画（以下この条及び次条において「地下水涵養計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。地下水涵養計画を提出した者がこれを変更したときも同様とする。

2 知事は、地下水の涵養の促進のために必要があると認めるときは、前項の規定により提出された地下水涵養計画について必要な助言及び指導を行うことができる。

3 第1項の規定により地下水涵養計画を提出した者は、当該計画を実施するとともに、毎年度、規則で定めるところにより、地下水涵養計画の実施状況を知事に報告しなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、前項の規定による報告の概要を公表するものとする。

(勧告等)

- 第35条の2 知事は、前条第1項の規定により地下水涵養計画を提出した者の地下水の涵養に関する措置が地下水涵養指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、その者に対し、その判断の根拠を示して、地下水の涵養に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による公表をされた後において、なお、正当な理由がなく第1項の規定による勧告に従わない者があるときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。
- 5 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(開発行為に伴う地下水涵養への配慮)

- 第35条の3 重点地域において面積が5ヘクタール以上の開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者（以下この条及び第39条において「開発行為者」という。）は、地下水涵養指針を踏まえ、規則で定めるところにより、水利用に関する計画及び地下水涵養に関する計画を知事に提出しなければならない。ただし、開発行為者が建築物の建築又は特定工作物の建設を行わない場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合において、開発行為者は、当該開発行為の区域内で建築物の建築又は特定工作物の建設を行う者に対し、地下水の涵養についての配慮を求めるものとする。
- 3 知事は、開発行為者に対し、第1項に規定する計画について、地下水の水量の保全の観点から意見を述べることができる。
- 4 重点地域において第1項に規定する開発行為以外の開発行為を行おうとする者は、地下水涵養指針を踏まえ、地下水の涵養に努めるものとする。

(調査研究等)

- 第35条の4 県は、重点地域において、市町村、事業者等と連携し、及び協働して、地下水の涵養に係る調査研究の推進及び地下水の涵養の効果の高い地域の保全を図り、地下水の水量を保全するために必要な地下水の涵養量の確保に努めるものとする。

## 第4章 雑則

### (常時監視)

第36条 知事は、地下水の水質及び水量並びに公共用水域の水質の状況を常時監視しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づき常時監視を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、協力を求めることができる。

### (公表)

第37条 知事は、前条第1項の監視の結果の状況を速やかに公表しなければならない。

### (報告及び検査)

第38条 知事は、第2章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者に対し、対象化学物質の使用の方法、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、それらの者の事業場に立ち入り、施設、帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項において同じ。)その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第39条 知事は、第3章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、地下水を採取する者及び開発行為者に対し、地下水の採取の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、それらの者の事業場その他必要な場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による報告及び検査について準用する。

### (土地の立入り)

第40条 知事は、この条例を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入りの日の5日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際、あらかじめ、その旨

を土地の占有者に告げなければならない。

- 4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、第1項の規定による立入りをしてはならない。
- 5 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 県は、第1項の規定による立入りにより損失が生じた場合においては、その損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。
- 7 土地の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

#### (援助)

- 第41条 県は、地下水の保全に係る施設の整備又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。
- 2 前項の援助に当たっては、中小企業者に対し、特に配慮するものとする。
- 3 県は、市町村が行う地下水の汚染の防止に係る対策等に関し、技術的な助言に努めるものとする。

#### (研究の推進等)

- 第42条 県は、地下水の保全に関する調査研究を積極的に推進し、その成果の普及に努めるものとする。

#### (市町村条例との関係等)

- 第43条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認めるときは、当該市町村について、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。
- 2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村及びこの条例の規定のうち当該市町村において適用しないこととする規定については、規則で定める。
- 3 知事は、地下水の保全上必要があると認めるときは、市町村に対し、調査、情報の提供その他の協力を求めることができる。

#### (規則への委任)

- 第44条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 罰則

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項、第18条第1項若しくは第2項、第21条第3項、第21条

の4第2項、第31条の2第2項又は第31条の3第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の規定に違反して知事の許可を受けないで地下水を採取した者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項の規定に違反した者

(2) 第20条第2項の命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条又は第10条の規定による届出をせずに対象化学物質を業として使用した者

(2) 第8条又は第10条の規定による届出に虚偽の記載をした者

第47条の2 第30条第4項又は第35条の2第4項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第47条の3 第19条第1項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、20万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条第1項の規定に違反した者

(3) 第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第26条第1項、第27条第1項又は第2項の規定に違反して届出をせずに地下水を採取した者

(2) 第26条第1項、第27条第1項又は第2項の規定による届出に虚偽の記載をした者

(3) 第32条の4第1項又は第35条第1項の規定による計画を提出せず、又は虚偽の記載をした者

(4) 第29条第1項、第32条の4第3項又は第35条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者



(5) 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(6) 第40条第7項の規定に違反して、同条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前7条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に対象化学物質を業として使用している者(当該物質を業として使用する目的をもって現に第8条第4号から第7号までに係る工事をしている者を含む。)は、対象事業場ごとに、規則で定めるところにより、この条例の施行の日から30日以内に、第8条に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第4条 第16条又は第18条第1項の規定は、この条例の施行の際現に対象化学物質を使用している者(当該物質を業として使用する目的をもって現に第8条第4号から第7号までに係る工事をしている者を含む。)については、この条例の施行の日から6月間は、適用しない。

2 第17条第1項又は第18条第2項の規定は、この条例の施行の際現に対象化学物質を使用している者(当該物質を業として使用する目的をもって現に第8条第4号から第7号までに係る工事をしている者を含む。)については、この条例の施行の日から1年間は、適用しない。

(熊本県地下水条例の一部改正)

第4条 熊本県地下水条例(昭和53年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

## 熊本県地下水の採取に関する条例

附 則(平成 4 年 3 月 22 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 29 日条例第 22 号)

この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 10 月 2 日条例第 53 号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 8 年 3 月規則第 28 号で、同 8 年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 8 年 7 月 2 日条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 8 号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 6 月 21 日条例第 63 号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

(熊本県地下水の採取に関する条例の廃止)

- 2 熊本県地下水の採取に関する条例(昭和 53 年熊本県条例第 52 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の日前にあった対象事業場又は対象事業場以外の工場若しくは事業場で貯油施設等を設置するもの(以下「貯油事業場等」という。)における対象化学物質に該当する物質又は油を含む水の地下浸透については、改正後の第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に指定地域外において改正後の第 23 条第 2 号の規定による揚水設備により地下水を採取している者は、この条例の施行の日から起算して 60 日以内に規則で定めるところにより、第 26 条第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 5 この条例による改正前の熊本県地下水質保全条例及び旧熊本県地下水の採取に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 7 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年熊本県条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 13 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日条例第 72 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 6 日条例第 18 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 1 条の規定並びに次項及び附則第 6 項 (別表第 65 号事務の欄(2)の改正規定及び同欄(6)の改正規定(「第 34 条第 2 項」を「第 34 条第 4 項」に改める部分に限る。)に限る。)の規定 平成 24 年 4 月 1 日
  - (2) 第 2 条の規定並びに附則第 3 項から附則第 6 項 (別表第 65 号事務の欄(2)の改正規定及び同欄(6)の改正規定(「第 34 条第 2 項」を「第 34 条第 4 項」に改める部分に限る。))を除く。)までの規定 平成 24 年 10 月 1 日

(準備行為)

- 2 第 2 条の規定による改正後の熊本県地下水保全条例 (以下「新条例」という。) 第 25 条の 2 の規定による重点地域の指定に関し必要な手続その他の行為は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(地下水採取の届出に関する経過措置)

- 3 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の熊本県地下水保全条例 (以下「旧条例」という。) 第 26 条第 1 項の規定により知事に届出をしている者は、新条例第 26 条第 1 項の規定により知事に届出をしたものとみなす。

(特に大規模な地下水採取に係る経過措置)

- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に旧条例第26条第1項の規定により知事に届け出て重点地域以外の地域において揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取している者は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から起算して3年間は、新条例第25条の3第1項の許可を受けないで、引き続き当該揚水設備により地下水を採取することができる。
- 5 前項に規定する者が前項に規定する期間内に新条例第25条の3第1項の許可の申請をするときは、申請書に同条第3項第1号に掲げる書類を添付すること及び同条第4項に規定する影響調査を行うことを要しない。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 6 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。  
[次のよう（省略）]